

## 訪問看護ステーションえにし 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社縁が開設する訪問看護ステーションえにし(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たっては、要介護者的心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションえにし
- ② 所在地 大分県宇佐市大字上高家1348番地  
大分県宇佐市大字松崎524番地 有料老人ホームすこやかの里内  
大分県宇佐市大字安心院町下毛2021番地の1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	経験のある看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	4名	—	4名	—	
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		3名	—	—	—	
作業療法士		1名	—	—	—	
言語聴覚士		1名	—	—	—	
事務職員		1名	—	2名	—	

#### (1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

#### (2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能であり、かつ、必要時対応可能な体制とする。

#### (事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

#### (利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートルあたり20円
- 3 死後の処置料は、2万円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宇佐市、豊後高田市の区域とする。

#### (緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

#### (苦情処理に関する事項)

第10条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により、市町村が行う文書、他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じる。また、利用者からの苦情に関しては、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業員に対し、研修の機会を確保する。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業者は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
  - ② 繼続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者、又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社縁とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年9月1日 改定

令和6年4月1日 改定

令和6年8月1日 改定